

富士市新商品等マーケティング事業支援補助金

富士市産業交流部産業支援課

～ 新商品・新サービスの販路拡大を支援 ～

新商品等マーケティング事業に要する費用に対し、補助金を交付します！

1 事業の概要

物価高騰の中、新商品・新サービスの販路拡大を目指す市内の中小企業者等を支援するため、新商品等マーケティング事業（デジタルマーケティング事業、E Cサイト等出店出品事業、展示会等出展事業）を行う市内の中小企業者等に対し、補助金を交付します。

2 補助対象者

- ・ 新商品等マーケティング事業に取り組む市内に本社又は主たる事業所がある中小企業者等
- ・ 納期が到来した市税を完納している中小企業者等 など

3 補助対象経費・補助金額

- ・ 補助対象経費：新商品等マーケティング事業の実施に要する経費を補助対象経費します。

2分の1以内（1,000円未満の端数切捨て）

※ 事業を併用した場合の補助金の額は、50万円を限度とします。

(1) デジタルマーケティング事業（補助限度額20万円）

新商品等に係るオンライン広告配信に係る委託費

※ S E O対策（検索エンジンの最適化）、M E O対策（マップエンジンの最適化）又は S N S登録・運用等に係るコンサルティングのいずれかを含むものに限ります。

(2) E Cサイト等出店・出品事業（補助限度額10万円（海外E Cサイト等の場合20万円））

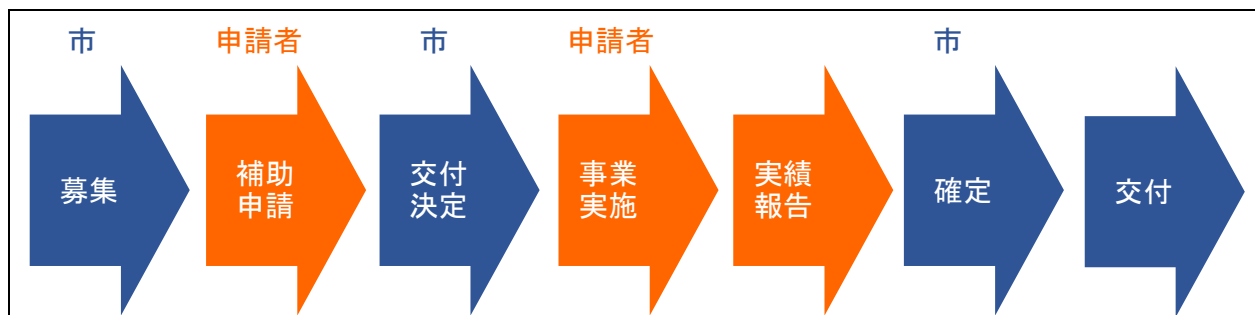
新商品等をE Cサイト又はE Cモールに出店し、又は出品する事業

(3) 展示会等出展事業（補助限度額20万円（海外出展の場合40万円））

新商品等の販路を拡大するため、新商品等を国内又は海外における展示会、見本市等に
出展する事業

4 補助事業の流れ

次の流れにより、補助事業を実施します。



5 申請方法

- ・ 申請方法 申請書類を申請先に直接持参するか、又は郵送により御提出ください。
- ・ 申請先 富士市役所産業交流部産業支援課DX・中小企業支援担当
〒417-0058 富士市永田北町3番3号 富士市立中央図書館分館2階
富士市地域産業支援センター（Beパレットふじ内）
電話：0545-52-6783（直通）
メールアドレス：sa-shien@div.city.fuji.shizuoka.jp

6 申請書類

申請に当たり、次の資料を御提出ください。

- ・ 交付申請書
 - ・ 事業計画書
 - ・ 収支予算書（補助対象経費の金額の根拠となる資料を添付すること。）
 - ・ 申請者の企業概要、沿革等が分かる書類の写し
 - ・ 市税完納証明書
 - ・ 新商品等の確認ができる資料（カタログ、チラシ、パンフレット等）
- ※ 既に新商品等が販売又は提供されている場合は、各開始年月日の分かる資料の御提出をお願いします。
- ※ 事業計画書の様式は、産業支援課窓口のほか、市ウェブサイトからダウンロードできます。
- ※ 富士市ウェブサイト（富士市新商品等マーケティング事業支援補助金）

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0302/r4ec-hojo.html>